

■ 令和3年分 給与所得の源泉徴収票の見方

金額や書類提出状況により、控除区分を変更している場合がありますのでご確認ください。

【本人情報】

- ① 令和4年1月1日時点の住民票住所  
※令和3年度住民税の課税地
- ② 令和4年1月1日時点の戸籍名
- ③ 本人が該当する区分に「○」
- ④ 年の途中で就職や退職（死亡退職を含む）をした場合、該当に○をしその年月日を記載

【配偶者・家族情報】

- ⑤ (源泉) 控除対象配偶者の有無  
(源泉) 控除対象配偶者が70歳以上の場合「老人」に○
- ⑥ 給与所得者の配偶者特別控除申告書に基づいて控除した配偶者特別控除額
- ⑦ あなた以外の控除対象配偶者や扶養親族のうち障害者に該当する人がある場合  
「特別」・・・特別障害者（内は同居する人）の人数  
「その他」・・・一般の障害者の人数
- ⑧ 配偶者控除または配偶者特別控除対象者と控除対象扶養親族の非居住者と16歳未満の扶養親族の非居住者の人数
- ⑨ 令和3年中の配偶者の合計所得金額  
(配偶者特別控除を受けない扶養対象外は空欄)
- ⑩ 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族氏名、フリガナ（非居住者は区分に○）
- ⑪ 扶養親族のうち  
「特定」・・・令和3年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の特定扶養親族の人数  
「老人」・・・令和3年12月31日現在の年齢が70歳以上の老人扶養親族（内は同居老親など）  
「その他」・・・特定、老人以外の扶養親族
- ⑫ 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数  
※所得税は控除対象外ですが、住民税は控除対象となります
- ⑬ 16歳未満の扶養親族氏名、フリガナ（非居住者は区分に○）
- ⑭ 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合5人目以降の氏名を記載  
以下の該当者がいれば氏名の後ろに（ ）で記載する  
16歳未満・・・（年少）、非居住者・・・（非居住者）

令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	東京都千代田区丸の内〇〇-〇 △△ビルディング20F		（受給者番号）001000	
	氏名 国税 太郎		（個人番号） （役職名） マネージャー （フリガナ） コクセイ タロウ	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与等	円 6,847,500	円 5,062,750	円 4,669,846	円 0
控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	特定 老人	16歳未満扶養親族の人数	非居住者である親族の人数
有 従有	円 380,000	1 1 1	4	5
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
円 909,846	円 120,000	円 50,000	円 19,600	
（扶養） 国税五郎 国税六郎（非居住者） 国税幸子（年少）				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額
円 180,000	円 ## ## #	円 90,000	円 360,000	円 180,000
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金特別控除区分(1回目)	住 住宅借入金等年末残高(1回目)
円 205,000	2	24年 1月 10日	住 (特)	円 11,500,000
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金特別控除区分(2回目)	住 (特)
円 9,000,000	205,000	27年 8月 20日	住 (特)	円 9,000,000
配偶者・特別控除対象配偶者	フリガナ コクセイ ハナ子	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額
氏名 国税 花子			円 9	円 22
			円 24	円 23
				円 25
扶養親族	フリガナ コクセイ イチロウ	区分	フリガナ コクセイ ハルコ	区分
1 氏名 国税 一郎		○	氏名 国税 春子	13
2 氏名 国税 二郎	フリガナ コクセイ シロウ		氏名 国税 夏子	
3 氏名 国税 三郎	フリガナ コクセイ サブロウ		氏名 国税 秋子	
4 氏名 国税 四郎	フリガナ コクセイ シロウ		氏名 国税 冬子	
未成年者	外国 死亡 災害 乙 本人が障害者 特別 の 年 齢	ひとり親 勤 労 学 生	中途就・退職	受給者生年月日
昭和 31 1 1			就 職 退 職 年 月 日	元 号 年 月 日
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	東京 都 渋谷 区 代 々 木 〇 〇 - 〇 〇 □ □ タワー 12F	
	氏名又は名称	◆◆◆◆株式会社		(電話) 99-9999-9999

【年末調整計算項目】

- ⑮ 令和3年中に受けた給与等の総額（非課税通勤費は除く）
  - ⑯ 給与所得控除後の金額（給与所得控除後の給与等の金額表より）
  - ⑰ 給与所得控除後の金額から差引く、所得控除の額の合計額（住宅控除は除く）
  - ⑱ 令和3年分の年税額  
12月給与明細内所得税累計と源泉徴収税額の差額が還付徴収額
  - ⑲ 令和3年中に支払った社会保険料（国民年金金）と小規模企業共済等掛金の合計
  - ⑳ 令和3年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の計算後の控除額
  - ㉑ 令和3年中に支払った新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料  
新個人年金保険料、旧個人年金保険料の各金額
  - ㉒ 令和3年中に支払った、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額
  - ㉓ 令和3年中に支払った旧長期損害保険料の金額
  - ㉔ 令和3年の基礎控除の金額 ※基礎控除48万円の場合は、印字されません。
  - ㉕ 令和3年の所得金額調整控除の金額
- 【住宅借入金項目】
- ㉖ 年末調整で控除した住宅借入金等特別控除の額
  - ㉗ 【住宅借入金等特別控除適用数】  
年末調整で住宅借入金等特別控除をした場合の、当該控除の適用数

【住宅借入金等特別控除可能額】  
住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超え  
年末調整で控除しきれない場合の、住宅借入金等特別控除可能額

【居住開始年月日】  
居住開始年月日は和暦で年、月、日を分ける

【住宅借入金等特別控除区分】  
適用の住宅借入金等特別控除の区分を記載  
住・・・一般の住宅借入金等特別控除（増改築含む）の場合  
認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合  
増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合  
震・・・東日本大震災によって自己の居住用の家屋が居住出来なくなり平成23年～令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋の住宅借入金等について震災特例法第13条の第2第1項「住宅の再取得等に係る受託借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合  
また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は、(特)を記載

【住宅借入金等年末残高】  
年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに「住宅借入金等年末残高」を記載